

大田原市次期総合計画

—基本構想骨子案について—

令和8年5月

※全体を通して、現在の「骨子案」に記載している文言や項目は「素案」の段階で変更となる場合があります。

次期総合計画 基本構想骨子案

目次

■ 第1編 総論

- 第1章 計画策定の目的
- 第2章 計画の位置付け
- 第3章 計画の構成と期間
- 第4章 大田原市の概況
- 第5章 市民の意識と期待
- 第6章 大田原市を取り巻く時代の潮流

■ 第2編 基本構想

- 第1章 基本理念
 - 第2章 まちの将来像
 - 第3章 施策の大綱
-

第1編 総論

■ 計画策定の目的

大田原市では、平成17(2005)年10月1日に旧湯津上村、旧黒羽町と合併し新市としてスタートした翌年度となる平成19(2007)年3月に、総合計画として「新大田原レインボープラン」を、平成29(2017)年3月には新たな総合計画「おおたわら国造りプラン」を策定し、「知恵と愛のある協働互敬のまちおおたわら」を将来像に、まちづくりを進めてきました。

この間、我が国は本格的な人口減少・少子高齢化社会を迎え、地域社会の担い手不足や地域経済の縮小などの課題が顕在化するとともに、デジタル化や脱炭素社会への移行など、社会経済環境の変化への対応が求められています。加えて、多様化・複雑化する行政需要への対応などにより、自治体を取り巻く環境は一層厳しさを増しています。こうした中、行政だけでなく多様な主体による協働を通じた社会課題の解決がより一層求められており、将来にわたる時代の潮流を見通し、これからのまちづくりの明確なビジョンを描くことが必要です。

これらの社会経済環境の変化やこれまでのまちづくりの取組を踏まえ、将来にわたって持続可能で魅力ある地域の実現を目指し、市民・行政・多様な主体が相互に強みを生かしながら協働するために、政策の方向性及び具体的な取組を体系的に示す新たな指針として、「大田原市総合計画(基本構想及び前期基本計画)」を策定するものです。

大田原市総合計画策定の変遷

計画期間	計画名
昭和46年度～昭和53年度	大田原市振興計画～緑と光とやすらぎのある「首都圏でもっとも平和な住みよい都市」をめざして～
昭和52年度～昭和60年度	大田原市新振興計画～緑と光とやすらぎのある「首都圏でもっとも平和な住みよい都市」をめざして～（※昭和 52 年度に「大田原市振興計画」を改定）
昭和61年度～平成7年度	大田原市総合計画 ～緑と光とやすらぎのある豊かな田園工業都市をめざして～
平成8年度～平成17年度	おおたわら新世紀レインボープラン ～自然との共生 ひとが輝き まちが輝く～
〈大田原市・湯津上村・黒羽町3市町村合併：平成17年度～令和7年度 新市建設計画期間〉	
平成19年～平成28年度	大田原市総合計画「新大田原レインボープラン」 ～住む人が輝き 来る人がやすらぐ 幸せ度の高いまち～
平成29年～令和8年度	大田原市総合計画「おおたわら国造りプラン」 ～知恵と愛のある 協働互敬のまち おおたわら～
令和9年～令和16年度	大田原市総合計画（基本構想及び前期基本計画）

(1) 市の最上位計画

本計画は、市政運営の方向性を示し、まちづくりの最上位に位置する計画であり、各分野別の個別計画に方向性を与えるものです。また、国・県等における政策・施策の方向性を踏まえ、整合性を図ることで、連携した取組を推進します。

(2) 自治基本条例との関係

本計画は「大田原市自治基本条例」第13条の規定に基づき策定した計画であり、当該条項の定めにより効率的・効果的な市政運営を行うとともに、計画的で健全な財政運営に努めるものとしています。

大田原市自治基本条例（平成25年9月30日条例第35号）※抜粋

（行財政運営：効率的な行財政運営を行うために）

第13条 市は、自治の基本理念、将来像を明らかにし、市民と協力して自治を推進するために総合計画を策定するものとする。

2 市は、効率的かつ効果的な市政運営を行うため、行政評価を実施し、その結果を市民に公表するものとする。

3 市は、中長期的な財政見通しのもとに、総合計画及び行政評価の結果を踏まえて、予算を編成するとともに、計画的で健全な財政運営に努めなければならない。

(3) 地方自治法との関係

総合計画の基本部分である「基本構想」については、地方自治法第2条第4項の規定により、議会の議決を経たうえで定めることが義務付けられていましたが、法改正により策定義務が廃止され、策定や議会の議決を経る手続の必要性は市の判断に委ねられることとなりました。これは、地域主権改革における国から地方への「義務付け・枠付けの見直し」の一環として、市町村の自主性の尊重と創意工夫の発揮を図る観点から措置されたものであり、基本構想や総合計画の意義が失われたことを意味するものではありません。

そのため、本市では前総合計画に引き続き、「自治基本条例」を根拠として、市政全般を対象とした総合計画を策定し、これに沿って計画的な行政運営を行うこととしています。また、総合計画は、本市のまちづくり及び市政運営の基本方針として策定するものであることから、「地方自治法第96条第2項の規定により議会の議決すべき事件を定める条例」第2条の定めに基づき、これまでと同様に、総合計画の基本部分である「基本構想」については、市民の代表である市議会の議決を経ることとしています。

地方自治法第96条第2項の規定により議会の議決すべき事件を定める条例（平成27年6月30日条例第28号）※抜粋

第2条 議会の議決すべき事件は、法令又は他の条例に定めるもののほか、次のとおりとする。

- (1) 大田原市自治基本条例（平成25年条例第35号）第13条第1項に規定する総合計画に係る基本構想の策定に関すること。

(4) 行政改革大綱との関係

「大田原市行政改革大綱」は、本計画における本市の将来像の実現に向けた基本構想の理念に基づく政策・施策を推進するために必要な行政改革の在り方を示しています。このため、本計画の策定に当たっては、本市の市政を将来にわたって安定的に運営していくため、効果的な行政改革を推進できるよう、同大綱の上位計画として位置付けて策定します。

(5) 未来創造戦略との関係

平成26(2014)年に制定された「まち・ひと・しごと創生法」に基づき、平成27(2015)年10月に策定した「大田原市未来創造戦略」は、本市の人口の現状と将来の姿を示した「大田原市人口ビジョン」における将来像を実現するための目標や施策の基本的方向、具体的な施策を定めています。本市の持続可能なまちづくりのため、本計画の策定に当たっては、この「未来創造戦略」の内容を包含しつつ市政全般にわたる基本的方向や施策等を定めます。

(6) その他部門別計画等との関係

各政策分野において取り組む施策及び取組を具体的に示す部門別計画等は、各部局において策定し、事業を実施していますが、本計画はこれらの部門別計画等の上位計画として位置付け、部門別計画等の策定にあたっては、本計画との整合性を図ることとします。

大田原市総合計画は、令和9(2027)年度から令和16(2034)年度までの8か年のまちづくりの考え方を示す「基本構想」と4か年の具体的施策・事業内容を示した「基本計画」、さらに2か年の事業の財源等を示した「実施計画」から成ります。

(1) 基本構想 (8年)

期間：8年間【令和9(2027)年度から令和16(2034)年度】

内容：大田原市のまちづくりの基本的な指針を定めた計画であり、まちづくりの基本理念、目指す将来像と施策の大綱から構成されています。

(2) 基本計画 (4年)

期間：

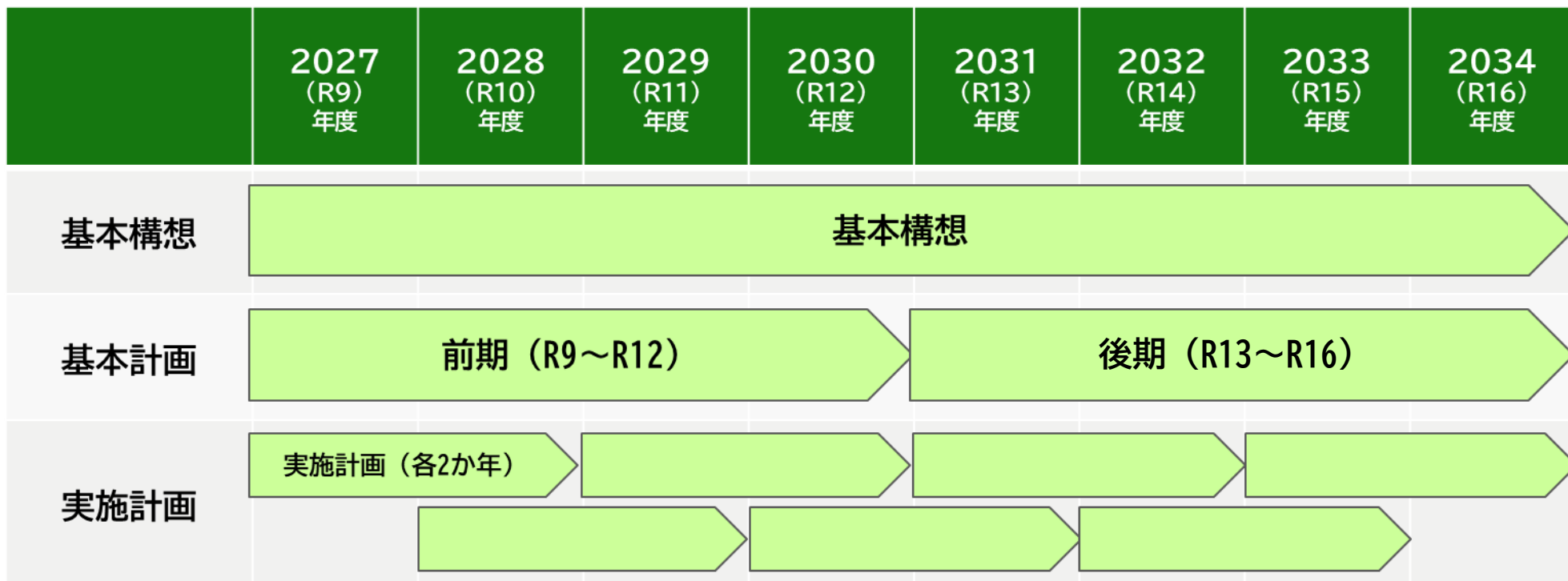
- ・前期4年間【令和9(2027)年度から令和12(2030)年度】
- ・後期4年間【令和13(2031)年度から令和16(2034)年度】

内容：基本構想で示した将来像を具現化するために必要な施策、実施事業を体系化し、明らかにしています。

(3) 実施計画 (2年)

期間：2年間

内容：基本計画で示した施策を推進するための主要な事業を財源の裏付けとともに明らかにしています。ローリング方式により毎年度見直しを行い、予算編成の指針とします。



(1) 市の沿革

本市は、昭和29(1954)年に大田原町、親園村、金田村が合併して市制を施行しました。その後、佐久山町の編入等を経て発展し、平成17(2005)年には黒羽町・湯津上村を編入し、令和6(2024)年に市制施行70年を迎えました。城下町として栄えた大田原、芭蕉ゆかりの黒羽、古代史の要所である湯津上の各地域が、長年育んできた豊かな歴史と個性を融合させ、農林業、工業、商業の各産業がバランスよく発展した県北地域の拠点都市として発展してきました。

(2) 地勢

本市は栃木県北東部に位置し、東は茨城県大子町、西は矢板市、南はさくら市及び那珂川町、北は那須塩原市及び那須町に接しています。面積は354.36km²で、八溝山系の豊富な森林を有し、西に箒川の清流、中央に蛇尾川のせせらぎ、東に関東の四万十川といわれる那珂川の3河川が流れ、恵まれた水を利用した広大で肥沃な水田が広がり一大穀倉地帯となっています。

(3) 自然・気候

本市は全国でも数ヶ所でしか生息していない国指定天然記念物のミヤコタナゴをはじめ、佐久山の大ケヤキやザゼン草群生地、琵琶池や羽田沼に飛来する白鳥、八溝県立自然公園など、多くの貴重な自然資源に恵まれています。また、那珂川やその支流である箒川は、鮎釣りのメッカとして知られ、シーズン中は関東近郊から訪れる釣り愛好者で賑わいます。気候は、夏と冬、朝と夕の気温の差が大きい内陸性の気候で、冬季に降水量が少ないという特徴があります。

(4) 道路・交通ネットワーク

本市の道路網は、南北方向に国道4号・国道294号が、東西方向に国道400号・国道461号が、それぞれ幹線軸を形成し、さらに市街地から近隣の市町に延びる主要地方道などによって、良好な交通ネットワークが形成されています。一方、公共交通機関は、JR東北本線(宇都宮線)野崎駅、西那須野駅及び東北新幹線那須塩原駅から市街地を結ぶ市営バスが運行されています。また、市営バスは市役所を基点として市内各地域に路線をめぐらしており、民間バスとともに市民の日常の足となっています。さらに、親園地区及び野崎地区、佐久山地区、湯津上地区、黒羽地区、川西地区、両郷地区、須賀川地区ではデマンド交通が運行されており、地域住民に活用されています。

(5) 伝統・文化

本市には、国宝「那須国造碑（なすのくにのみやつこのひ）」や徳川光圀公の命で日本考古学史上初の発掘調査が行われた「侍塚古墳（さむらいづかこふん）」、国重要文化財の「那須神社」や「大雄寺（だいおうじ）」、など文化遺産が数多く残っています。また、平家物語の源平屋島の合戦で扇的的を射抜いたエピソードで有名な那須与一が生まれ育った“与一の里”や、松尾芭蕉が『おくのほそ道』の旅で最長期間滞在したとも言われる“芭蕉の里”としても知られています。

伝統文化としては、大田原城築城に因む「城鍬舞（しろくわまい）」や本県でも珍しい雅楽系の芸能である「正浄寺（しょうじょうじ）の雅楽」、「盆綱引き」の一種である「大捻縄引き（だいまじひき）」のほか、江戸時代から続く大田原神社の屋台行事として市指定無形民俗文化財にも指定されている「大田原屋台まつり」があり、長い歴史と伝統をもって伝承されています。また、本市は良質な竹の産地であり、伝統工芸として竹工芸の技術が受け継がれ、これまでに勝城蒼鳳氏、藤沼昇氏の2人の人間国宝を輩出しております。

(6) 産業

① 農業

農業では、良質で豊富な水や肥沃な土壌で育まれる米は関東地方でトップクラスの生産高を誇り、そのほか大豆、麦などの土地利用型農業を基幹に、特産品である「ねぎ」や「アスパラガス」などの生産が行われており、首都圏の食糧供給基地としての役割を担っています。かつて日本一の生産量を誇った地域特産の唐辛子「栃木三鷹（とちぎさんたか）」によるまちおこしを目標に掲げ、多くの生産者の協力により、再び日本一のとうがらし産地となりました。また、農業体験のできるグリーン・ツーリズムによるまちおこしにも取り組んでいます。

② 商業

中心市街地では、市街地再開発事業により「トコトコおおたわら」が拠点施設として整備されています。また、郊外に大型商業施設が立地していますが、商品販売額は減少傾向にあります。

③工業

工業では、野崎工業団地、野崎第二工業団地、中田原工業団地、品川台工業団地等が整備されています。製造品出荷額等は製造拠点の海外進出傾向や経済不況の影響などもあり、平成19(2007)年をピークに減少していましたが、令和4(2022)年には再び増加に転じています。

④産業分析

地域経済の自立度を示す地域経済循環率を見ると、本市は、109.9%（2022年）で、県内14市中宇都宮市に次いで、2番目に高くなっており、経済の自立性や持続性が保たれていることがわかります。

経済センサスの産業別就業者数は、令和3(2021)年では33,258人であり、平成24(2012)年の33,892人に比べ1.9%減少しており、特にサービス業が大きく減少しています。

雇用・稼ぐ力の観点（従業員及び純付加価値額の特化係数）からは、本市は、農林漁業、製造業が全国平均を大きく上回っており、本市の産業の強みとなっています。

次期総合計画（令和9(2027)年度～令和16(2034)年度）を策定するに当たり、将来のまちづくりの方向性についての市民の皆様の見解や要望を把握するため、市民意識調査を実施しました。

調査は、令和7(2025)年11月、大田原市に居住する18歳以上の市民 3,000人を無作為に抽出し、郵送方式（回収については、インターネット方式を併用）で行いました。その結果、有効回答票は1,870票、有効回答率は 62.3% でした。

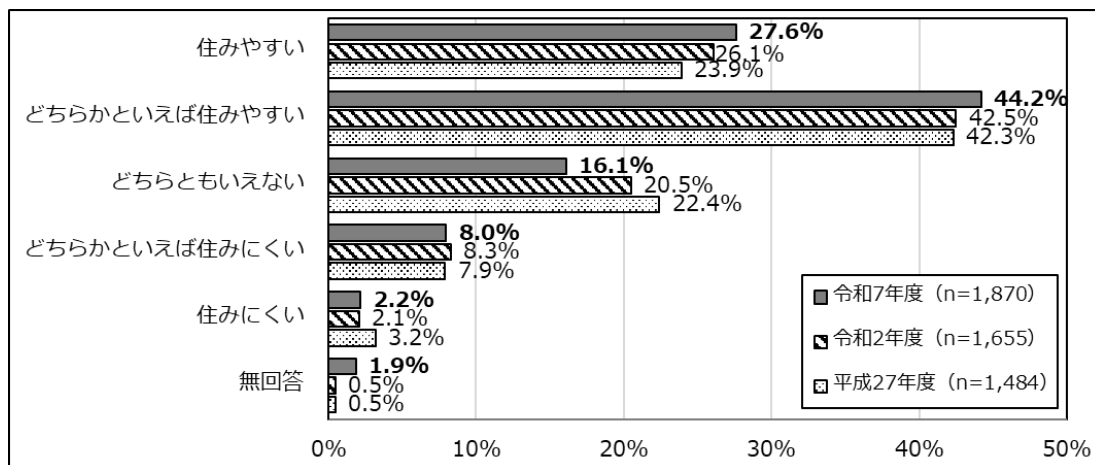
(1) 大田原市の住み心地等について

①住み心地

大田原市の住み心地については、「住みやすい」及び「どちらかといえば住みやすい」を合わせると71.8%となっており、全体の7割以上を占めています。一方、「住みにくい」及び「どちらかといえば住みにくい」を合わせると10.2%となっています。

前回（令和2年度）、前々回調査（平成27年度）結果と比較すると、「住みやすい」「どちらかといえば住みやすい」と回答した割合が前回調査から増加しており、「どちらかといえば住みにくい」と回答した割合がわずかに減少しています。

問10 住み心地回答率（%）

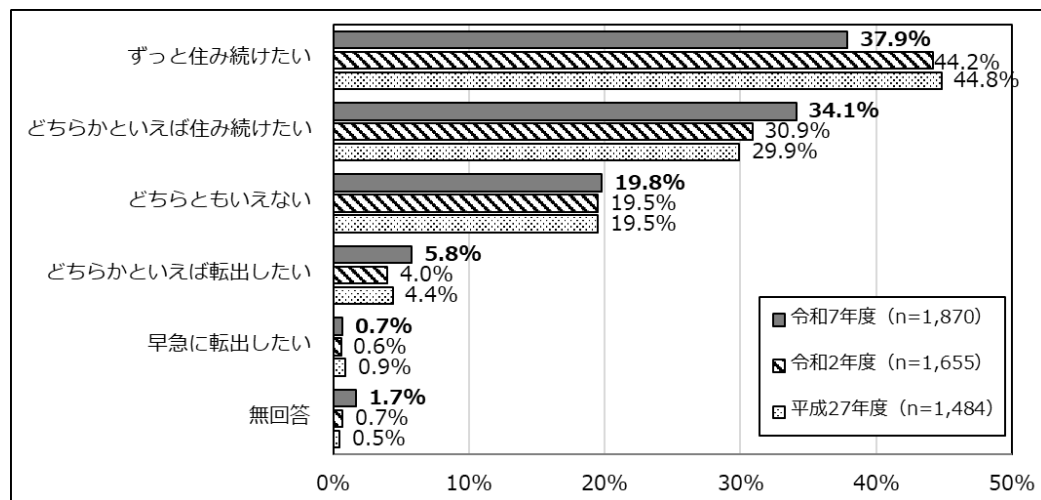


② 居住継続の意向

居住継続の意思については、「ずっと住み続けたい」及び「どちらかといえば住み続けたい」との回答は72.0%となっています。一方、「早急に転出したい」及び「どちらかといえば転出したい」との回答は6.5%でありました。

前回（令和2年度）、前々回調査（平成27年度）結果と比較すると、「ずっと住み続けたい」と回答した割合が大きく減少した一方で、「どちらかといえば住み続けたい」と回答した割合はやや増加しています。

問12 居住継続の意思（%）

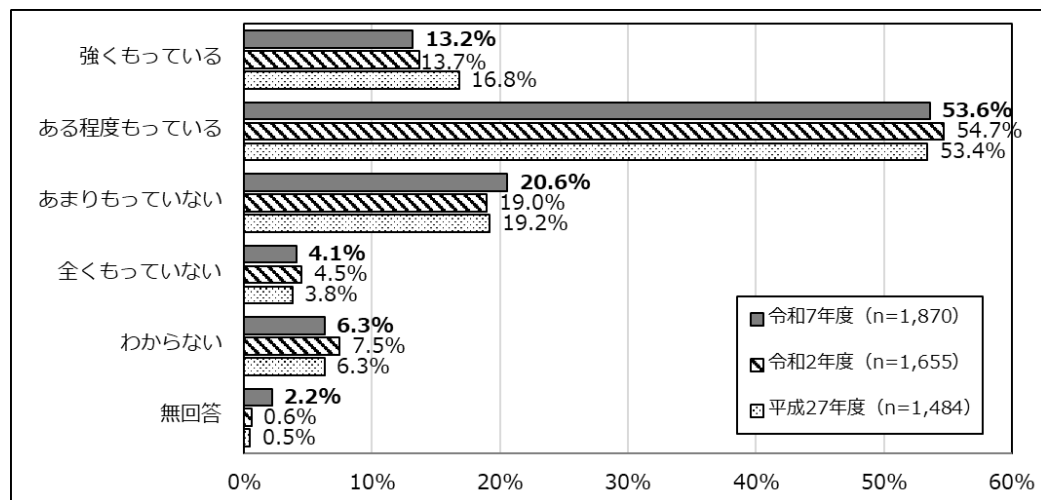


③ 愛着意識

大田原市への愛着について、「強くもっている」及び「ある程度もっている」を合わせると66.8%となっています。一方、「全くもっていない」及び「あまりもっていない」を合わせると24.7%となっています。

前回（令和2年度）、前々回調査（平成27年度）結果と比較すると、「強くもっている」「ある程度もっている」と回答した割合がやや減少した一方で、「あまりもっていない」と回答した割合はやや増加しています。

問13 愛着意識（%）

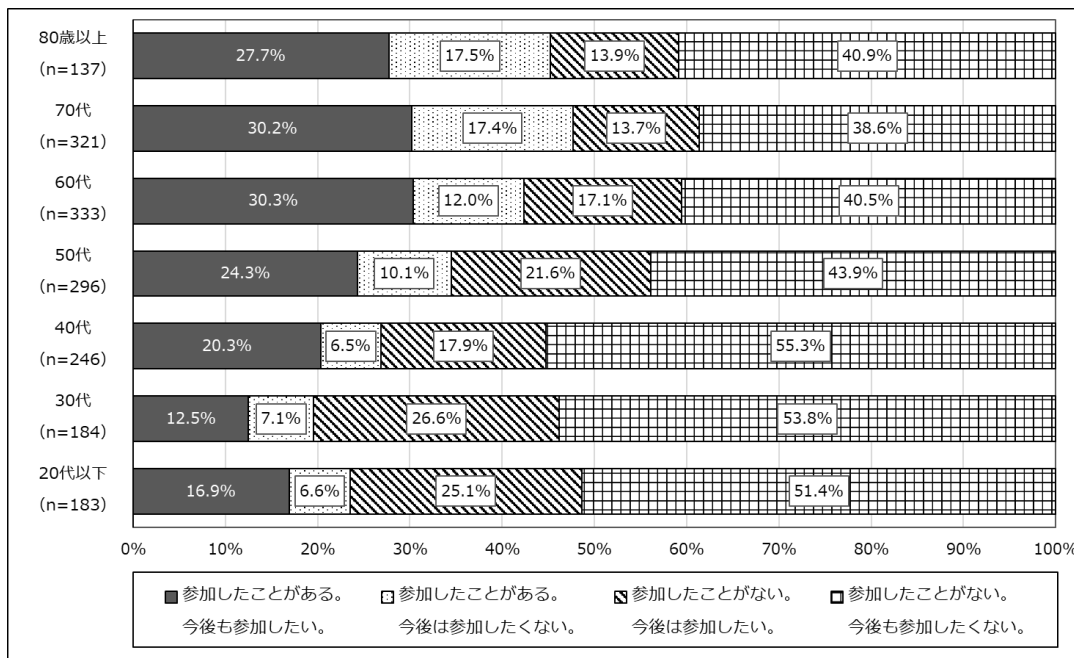


(2)市民活動の経験

市民活動への参加経験について、「参加したことがない。今後も参加したくない」が41.5%と最も高くなっています。次いで、「参加したことがある。今後も参加したい」が22.3%、「参加したことがない。今後は参加したい」が17.5%、「参加したことがある。今後は参加したくない」は10.3%と続いています。

年代別では、「参加したことがある。今後も参加したい。」と回答した割合が最も高いのは60代の30.3%であり、次いで70代の30.2%、80歳以上の27.7%、50代の24.3%、40代の20.3%、20代以下の16.9%、30代の12.5%となっています。一方、「参加したことがない。今後は参加したい。」と回答した割合が最も高いのは30代の26.6%であり、次いで20代以下の25.1%、50代の21.6%、40代の17.9%、60代の17.1%、80歳以上の13.9%、70代の13.7%となっています。これらのことから20代以下から30代を中心とした市民活動の実施が求められると考えられます。

問25 市民活動の経験 (%)

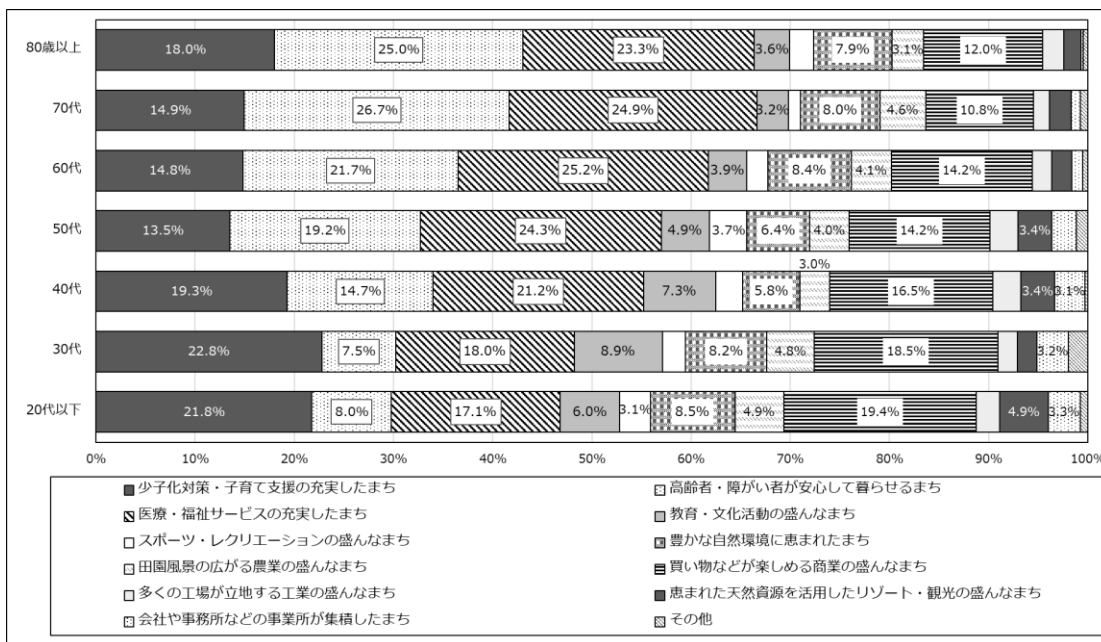


(3) 今後の大田原市への期待

今後の大田原市への期待として、最も多い意見は「医療・福祉サービスの充実したまち」であり、次いで「高齢者・障がい者が安心して暮らせるまち」、「少子化対策・子育て支援の充実したまち」、「買い物などが楽しめる商業の盛んなまち」、「豊かな自然環境に恵まれたまち」の順となっています。年代別に比較すると、すべての世代で「医療・福祉サービスの充実したまち」が上位3位以内に入り、幅広い世代が望んでいることが明らかになりました。

また、若年層ほど「少子化対策・子育て支援の充実したまち」を求める傾向がみられ、年代が上がるにつれて「高齢者・障がい者が安心して暮らせるまち」を望む傾向が強くなっています。さらに、20代以下と30代では、「買い物などが楽しめる商業の盛んなまち」を望む声が2番目に多い結果となりました。

問26 今後の大田原市への期待 (%)



注) グラフの見やすさに配慮し、3%未満は非表示としている。

(4)市民ワークショップで挙げられた市の将来像

市内に在住もしくは在学、在勤の18歳以上の方を募集し、計12名の参加者のもと令和8(2026)年2月7日に次期総合計画基本構想及び前期基本計画の策定に向けた市民ワークショップを実施しました。当該ワークショップでは、市の現状や課題を共有の上、「将来の大田原市がどのようなまちになってほしいか」をテーマに、参加者を2グループに分け、グループごとに活発な意見交換を行いました。参加者の皆さまからは、以下のように多岐にわたる視点から、大田原市の将来に向けた率直なご意見やアイデアをいただきました。ワークショップの最後には、各グループで話し合った内容を全体で共有し、様々な立場からの意見を参加者全員で確認しました。

まちの強みでは、災害の少なさや良質な水、豊かな自然・田園景観といった良好な生活環境、米・酒等の地元産品や歴史・伝統文化などの地域資源に加え、新幹線駅への近さ、地域のつながり、高齢者施設の充実などの意見が挙がりました。一方、まちの弱みでは、市内交通の不便さといった生活環境の課題、若者の雇用機会の不足や農業の担い手不足といった産業・雇用面の課題、地域活動の担い手不足や自治会加入率の低下といった地域コミュニティの課題に加え、少子化に伴う学校維持の難しさ、空き家の増加、結婚・出産支援や情報発信の不足などが挙げられました。

そして、まちの強みを伸ばし、弱みを克服するために必要な取組では、地元産品や観光資源を生かした魅力発信、イベントの開催、情報発信の強化などによる交流人口の拡大が挙げられました。また、住民参加機会の拡大や自治会活動の活性化による地域コミュニティの維持・強化、市内交通の改善による生活利便性の向上、雇用・教育・子育て環境の充実による定住促進が必要との意見が挙げられました。

当日の様子



(5)市民ワークショップで挙げられた市の将来像

当日の議論の内容をグラフィックレコーディング※ により以下のとおり整理しました。

当日の議論の内容

次期大田原市総合計画策定に向けた
市民ワークショップ

大田原市の魅力と課題

大田原市をもっと良いまちにするためには？

グループ1

豊かな食のプラットフォームたち!

充実した施設がたっさん!

地域の伝統・文化!

交通の不便さ...

空泊化・若者の流出

空き家の増加 住居者不足

グループ2

地域の質のよいコミュニティ

安心・安全なまち

交通手段の少なさ...

平和や入の茶坪化...

防災意識の低さ 担い手不足

グループ1

最新技術を使ってみる!

自動運転 移動を助ける AI・IT化

積極的なSNSなどの情報発信!

情報を1分前にあつめる! SNS・特にYouTubeの強化!

地盤での新しい循環をつくる仕組み!

企業とマッチング! 空き家の活用

グループ2

次の担い手の変革!

有償ボランティア シニアの参画促進 避難訓練への参加 外国人は共に地球を守るパートナー

地盤に密着した学校教育の実施!

地盤のリアルな課題と一緒に考える!

コミュニティでの小さな助け合い!

近所での送り迎え 行政・地域・家庭 助け合いの系統保証をつくる必要!

2026/02/07 h'nt

新たなまちづくりを進めるに当たっては、本市を取り巻く社会・経済の動きなど、時代の変化を的確に把握し、速やかに対応していくことが重要となります。これからのまちづくりにおいて、対応すべき代表的な時代の流れは次のとおりです。

【継続掲載項目】

- ・人口減少・少子高齢化の進行と人の流れの変化
- ・地域経済を取り巻く環境の変化
- ・広域連携・地域間連携
- ・安全・安心への意識の高まりと国土強靱化における生活基盤の形成
- ・環境・エネルギーへの関心の高まり
- ・デジタル技術・AIの進展とDXの加速（※変更あり）
- ・地方分権と持続可能な行財政運営
- ・価値観やライフスタイルの多様化とウェルビーイングへの意識の高まり（※変更あり）
- ・感染症拡大の経験を踏まえた社会・地域活動・行政サービスの変化（※変更あり）
- ・持続可能なまちづくりに向けたSDGsの取組

【新たに掲載もしくは既存の項目への加筆を検討する項目】

- ・物価高騰・人件費上昇・人手不足の常態化
- ・気候変動の深刻化と適応策の必要性
- ・脱炭素・GXの進展
- ・地域コミュニティの担い手不足、孤独・孤立の顕在化
- ・こども・子育て政策の強化
- ・多様な人材の活躍確保
- ・公共施設・インフラ老朽化への対応
- ・EBPM・データに基づく政策形成の重要性

第2編 基本構想

第1章 基本理念

昭和49(1974)年に定められた大田原市民憲章に基づき、本構想において5つの基本理念を定めます。

基本理念1：快適で持続可能な生活環境を次世代へつなぐまち

良好な住環境の形成と都市基盤の適切な整備を進め、まちと自然の魅力を生かしながら、将来にわたり持続可能な生活環境を維持し、次世代へつなぐまちづくりを進めます。

市民憲章：わたしたちは 自然を愛し 環境をととのえ 大田原を美しいまちにしましょう

基本理念2：歴史や伝統を生かし、多様な主体の参加により発展を続けるまち

歴史や伝統、文化などの大田原市の強みを継承しながら、市民一人ひとりの学びや多様な主体の参加・交流を促進し、地域と人がともに成長し続けるまちづくりを進めます。

市民憲章：わたしたちは 歴史と伝統を生かし よい風習をそだて 大田原を文化の高いまちにしましょう

基本理念3：活力と雇用を生み出し続ける自立したまち

誰もが生きいきと働き、地域の魅力を生かした多様な仕事と産業が広がる、活力とにぎわいのあるまちづくりを進めます。

市民憲章：わたしたちは 心身をきたえ 仕事にはげみ 大田原を豊かなまちにしましょう

第1章 基本理念

基本理念4：多様な価値観を尊重しあい、誰もが安全・安心に暮らせるまち

子どもから高齢者まで、すべての市民が互いを尊重し支え合いながら、健康で安心して暮らすことができる、包摂的なまちづくりを進めます。

市民憲章：わたしたちは 若い力をそだて としよりをうやまい 大田原を明るいまちにしましょう

基本理念5：市民・地域・行政が連携し、協働により持続可能な地域社会を実現するまち

市民、地域、行政がそれぞれの役割を担い、連携・協働による地域運営を進めるとともに、効率的で持続可能な行財政運営により、将来にわたり自立したまちづくりを進めます。

市民憲章：わたしたちは きまりを守り なごやかな家庭をつくり 大田原を住みよいまちにしましょう

第2章 まちの将来像

■ 第1節 大田原市の将来像

本市が目指す将来のまちの姿を将来像として定め、市政運営の基本的な方向性を明らかにするとともに、まちづくりを総合的かつ計画的に推進します。将来像は、基本理念を踏まえ、本市の特性や課題、市民の意向等を総合的に鑑みて定めるものであり、施策の大綱や各分野別計画の基本的な指針となるものです。

将来像の設定にあたっては、以下の視点をもって、検討します。

(1) 市内外への発信に配慮

将来像は、今後のまちづくりの方向性と8年後における市の姿を示すものであるため、「まちづくりの考え方」を明確にわかりやすく表現しなければなりません。「まちづくりの考え方」は、市民はもとより、国・県などの関係機関、他自治体、その他関係者等、外部に対しても効果的に伝えていくべきもので、言葉の選択、表現方法など、市内外への両面性を配慮して描くことが必要になります。

(2) まちづくりの目標として

地域を取り巻く社会情勢、自治体の財政状況など、まちづくりには様々な課題がありますが、それらは、多くの自治体に共通しています。このような中、市民が共感し、希望を持って共に歩んでいけるような共通目標となる将来像を描くことが望まれます。

(3) 分かりやすさとインパクトを工夫

総合計画を通じて「まちづくりの考え方」を効果的に伝え、将来像に対し共通理解が得られ、心に訴えかけるものでなければなりません。そのため、将来像は総合計画の中で最も分かりやすく、インパクトのある工夫が必要で、文章量は少なく端的かつ明瞭に表現することが望まれます。

(4) 地域性、独自性

将来像の検討にあたっては、地域の特性や資源などを掘り起こし、これを土台にキーワードを選び、市民に対して親しみと誇りをもたらすような将来像を描く必要があります。

第2章 まちの将来像

■ 第2節 まちづくりの基本政策

加速化する人口減少や老朽化した社会資本の維持・更新費用の増大など厳しい社会経済情勢の中で、まちづくりの基本理念に基づき、市の将来像を具現化するため、市民、市民団体、事業者、関係機関及び周辺自治体等との連携・協働によるまちづくりの方針を以下のとおり定めます。また、近年、特に政策的対応の重要性が高まっている子ども・子育て分野を基本政策として独立させるとともに、それぞれ対応する政策領域を明確にする観点から、前回計画の6つの基本政策を8つに見直します。

まちづくりの基本政策

1：まちと自然の魅力を生かした持続的な住環境の形成

2：歴史・文化の継承と生涯学習・交流の促進による地域社会の活性化

3：切れ目のない子ども・子育て支援と教育の充実

4：産業振興による多様な雇用機会の創出と地域社会の活性化

5：医療・福祉の充実及び健康づくりによる健康寿命の延伸

6：暮らしを守る安全・安心な地域社会の実現

7：市民・周辺自治体と連携した持続可能な地域運営

8：効率的で持続可能な行財政運営の確立

ここに示している基本政策の表現は、現時点の仮定です。今後、わかりやすく、なじみやすい表現を検討します。

第2章 まちの将来像

(新) 基本理念

基本理念1
快適で持続可能な生活環境を
次世代へつなぐまち

基本理念2
歴史や伝統を生かし、多様な主体の参
加により発展を続けるまち

基本理念3
活力と雇用を生み出し続ける
自立したまち

基本理念4
多様な価値観を尊重しあい、
誰もが安全・安心に暮らせるまち

基本理念5
市民・地域・行政が連携し、協働によ
り持続可能な地域社会を実現するまち

将 来 像

(新) 基本政策

1：まちと自然の魅力を生かした持続的
な住環境の形成

2：歴史・文化の継承と生涯学習・
交流の促進による地域社会の活性化

3：切れ目のない子ども・子育て支援と
教育の充実

4：産業振興による多様な雇用機会の
創出と地域社会の活性化

5：医療・福祉の充実及び健康づくりに
よる健康寿命の延伸

6：暮らしを守る安全・安心な地域社会
の実現

7：市民・周辺自治体と連携した持続
可能な地域運営

8：効率的で持続可能な行財政運営の
確立

第2章 まちの将来像

市民憲章及び（新）基本理念、（新）基本政策の関係性は以下のとおりです。

市民憲章（昭和49年）

（新）基本理念

（新）基本政策

わたしたちは 自然を愛し
環境をととのえ
大田原を美しいまちにしましょう

基本理念1
快適で持続可能な生活環境を
次世代へつなぐまち

1：まちと自然の魅力を生かした持続的
な住環境の形成

わたしたちは 歴史と伝統を生かし
よい風習をそだて
大田原を文化の高いまちにしましょう

基本理念2
歴史や伝統を生かし、多様な主体の参加
により発展を続けるまち

2：歴史・文化の継承と生涯学習・
交流の促進による地域社会の活性化

3：切れ目のない子ども・子育て支援と
教育の充実

わたしたちは 心身をきたえ
仕事にはげみ
大田原を豊かなまちにしましょう

基本理念3
活力と雇用を生み出し続ける
自立したまち

4：産業振興による多様な雇用機会の
創出と地域社会の活性化

5：医療・福祉の充実及び健康づくりに
よる健康寿命の延伸

わたしたちは 若い力をそだて
としよりをうやまい
大田原を明るいまちにしましょう

基本理念4
多様な価値観を尊重しあい、
誰もが安全・安心に暮らせるまち

6：暮らしを守る安全・安心な地域社会
の実現

7：市民・周辺自治体と連携した持続
可能な地域運営

わたしたちは きまりを守り
なごやかな家庭をつくり
大田原を住みよいまちにしましょう

基本理念5
市民・地域・行政が連携し、協働に
より持続可能な地域社会を実現するまち

8：効率的で持続可能な行財政運営の
確立

■ 第3節 将来フレーム

将来人口フレームの基本的な考え方

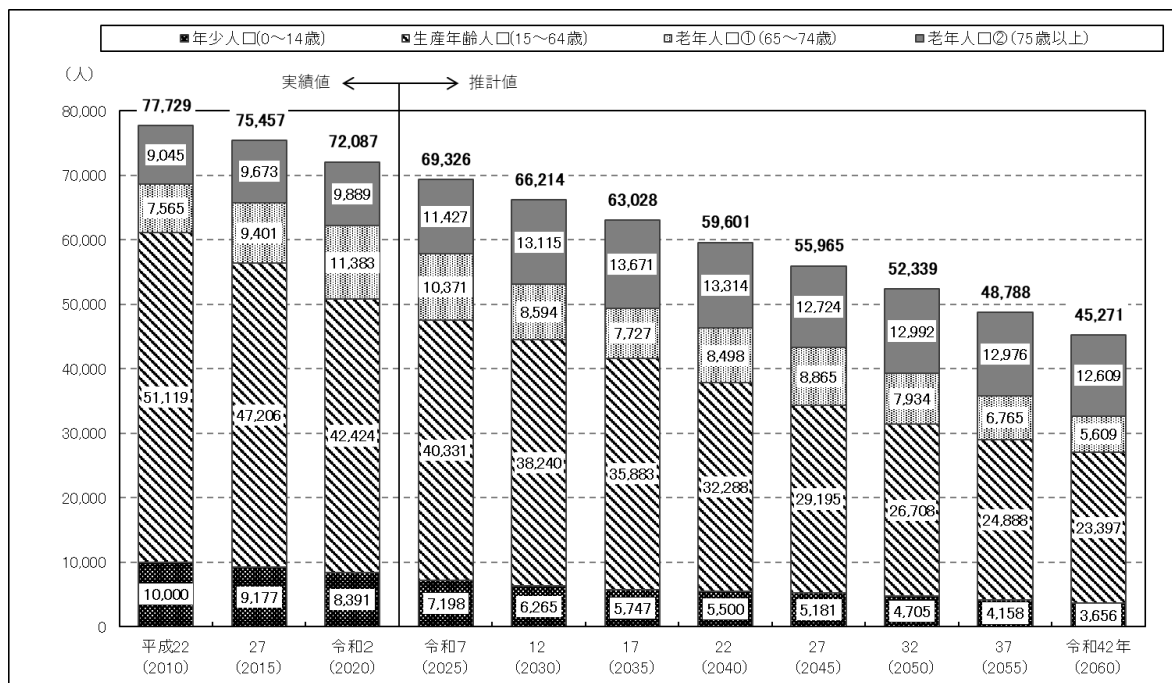
○「趨勢人口」と「目標人口」

人口推計にあたっては、現状の自然動態及び社会動態を仮定値として設定した「趨勢人口」と施策の効果によって出生率の改善及び転出超過の改善が図られた場合の仮定値を設定した「目標人口」の2つのケースについて推計を行います。

総合計画の将来人口フレームとしては、現実的な人口推計である「趨勢人口」を用いることとし、人口減少に対応した持続可能なまちづくりに向けた施策展開を図ることとします。「目標人口」は、未来創造戦略における人口フレームである人口ビジョンに基づき設定し、未来創造戦略事業によって人口減少の改善を目指す目標値として示すこととします。

なお、「目標人口」の推計にあたっては、実現可能な範囲において、出生率や移動率の改善を仮定値として設定し、現実とかけ離れた目標とならないようにします。

【将来推計人口（国立社会保障・人口問題研究所）】



■ 第4節 土地利用の構想

(1) 土地利用の基本的な考え方

市域を「市街地形成エリア」「工業エリア」「田園共生エリア」「森林保全エリア」の4つに大別し、規制・誘導による適切な土地利用、市街地整備、建築物の制限、公共施設の整備を進めるとともに、集落の活性化と環境維持の両立を図りつつ、幹線道路沿道の開発誘導や農地・森林の保全を推進します。また、商業・医療など都市機能の利便性向上、防災・減災や景観形成に配慮し、空き家・空き地の活用や都市基盤整備によって良好な住環境を維持・形成します。

(2) 新たな土地利用の推進

地域の活性化や人口定着を促進するため、新規産業団地に係る開発適地を検討し、産業団地の造成と企業誘致による「雇用創出」と「人口定着」を図るなど、地方創生に向けた新たな土地利用を促進します。また、用途地域周辺において既に都市的土地利用が進行している地域や、将来的に市街化が予想される地域については、用途地域の指定について検討し、良好な市街地形成を図ります。

(3) 土地利用構想

1) 土地利用区分

①市街地（市街地形成エリア）

市街地形成エリアにおいては、利便性を高める都市基盤の整備や公共公益施設の集積を進め、魅力あるまちづくりにより都市機能と居住の誘導を図ります。商業業務系市街地ゾーンでは、建物のリノベーションや空き家・空き店舗、空き地の有効活用、ウォークブルなまちづくり等により、魅力的な商業地の形成を図ります。また、住居系市街地ゾーンでは、恵まれた自然環境や歴史・文化を生かし、安全・安心で良好な居住環境の形成を目指すとともに、新市街地検討ゾーンでは、将来の市街化を見据え、土地利用の混在を防止するための用途地域の指定等により良好な市街地形成を図ります。

■ 第4節 土地利用の構想

②工業用地（工業エリア）

工業エリアにおいては、既存の工業団地等の立地環境を維持・向上させ、操業環境の保全と施設の立地継続を図るとともに、市街地や田園地域との緩衝帯としての緑地の設置などにより、周辺の住環境や営農環境との調和を図ります。また、新たな展開として、新規産業団地に係る開発適地を検討し、産業団地の造成と企業誘致を行うことで、「雇用創出」「人口定着」「地域産業の活性化」を促進します。

③農業用地（田園共生エリア）

田園共生エリアとして、農地、平地林、既存集落が共存した良好な田園空間の維持・保全を図ります。優良農地においては、農業後継者の育成や新規就農者の確保による営農促進、農地の集約化などによる農業生産力の向上と農地の保全を図ります。また、耕作放棄地の発生防止に向けた取組を進めるとともに、環境保全の機能をもつ農地や緑地（平地林・山林等）の保全を図ります。

④森林（森林保全エリア）

森林保全エリアにおいては、生物多様性の宝庫として、また美しい山並みの保全や自然災害の防止に向け、森林の整備・保全と林業の振興等を図ります。また、自然公園の整備や、豊かな自然環境を活用した観光・レクリエーションの場としての利用を推進するとともに、災害の危険性が高い地域においては、十分な災害対策を講じ、安全・安心な土地利用を推進します。

■ 第4節 土地利用の構想

2) 拠点の設定

地域の特性、規模や担うべき役割に応じて必要な都市機能等を集積し、その機能性を高めるため、以下の8つの拠点を設定します。

①中心拠点

中心市街地活性化の拠点性をもつトコトコ大田原周辺を「中心拠点」に位置づけます。市役所、図書館、商業施設などの都市機能や人口の集積を図るとともに、公共交通ネットワークの充実・強化による拠点間の連携を目指します。

②地域拠点

市の支所や鉄道駅などの都市機能が一定程度集積している、野崎駅周辺地区、黒羽地区を「地域拠点」に位置づけます。日常生活に必要な店舗や診療所などの生活利便施設の誘導・公共交通の充実などにより、生活の利便性の向上を目指します。

③生活拠点

郊外部や中山間地域において、地域の社会教育施設である地区公民館などがあり、地域の中心となっている佐良土地区、両郷地区、須賀川地区を「生活拠点」として位置づけ、コミュニティの維持を目指します。

④観光交流拠点

観光交流センター、道の駅那須与一の郷周辺、なかがわ水遊園周辺を「観光交流拠点」として位置づけます。広域的な観光の集客を促進するため、情報発信の強化と魅力向上を目指します。

⑤歴史文化拠点

湯津上地区の那須国造碑や侍塚古墳周辺、黒羽地区の黒羽城址公園や大雄寺周辺、佐久山地区の佐久山城跡である御殿山公園や奥州道中佐久山宿の町並みを「歴史文化拠点」として位置づけます。歴史文化資源の保全と活用により魅力ある空間の形成を目指します。

⑥市民交流拠点

トコトコ大田原や中央多目的公園を、子育て世代を含む市民相互及び市内外の交流やレクリエーションの核となる拠点として位置づけ、憩いの場として市民に親しまれるにぎわいの空間の形成を目指します。また、美原公園や水辺公園を、スポーツを通じた交流や高齢者の健康増進を促進する拠点として位置づけ、機能の維持・向上を目指します。

⑦産業拠点

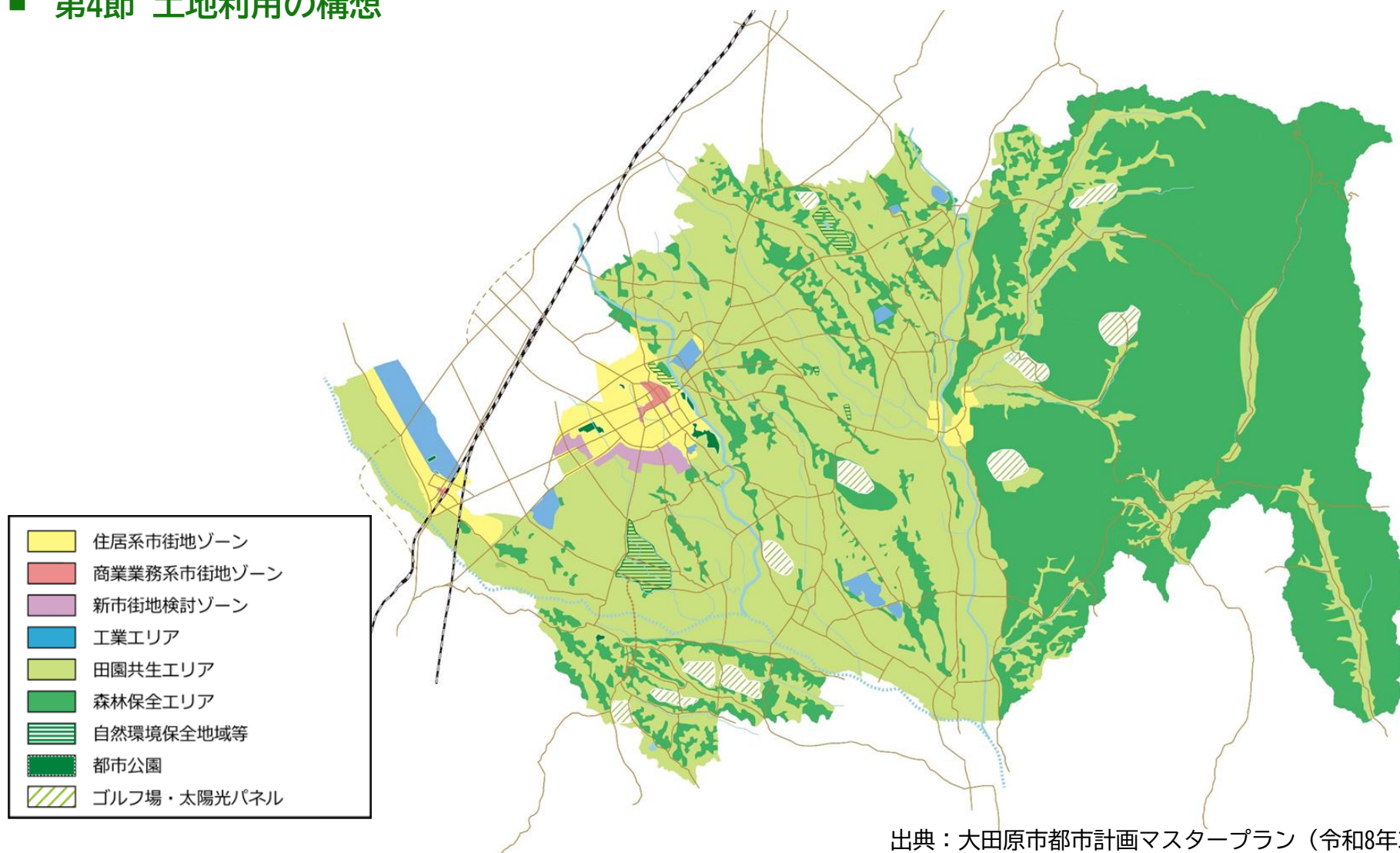
野崎工業団地、野崎第二工業団地、中田原工業団地、品川台工業団地、実取地区を「産業拠点」として位置づけます。製造業等の産業の集積地として機能を維持しつつ、さらに操業環境の向上を目指します。

⑧医療拠点

那須赤十字病院が立地している中田原工業団地を「医療拠点」として位置づけます。地域医療と連携し、健康な市民生活を支えるとともに、救急医療にも対応した機能の維持・向上を目指します。

■ 第4節 土地利用の構想

大田原市土地利用方針図



出典：大田原市都市計画マスタープラン（令和8年3月）

第4節 土地利用の構想

将来都市構造図



出典：大田原市都市計画マスタープラン（令和8年3月）

第3章 施策の大綱

各基本政策が対象とする政策領域は以下のとおりです。

〈基本政策のフレーム〉

対象とする政策領域

1：まちと自然の魅力を生かした持続的な住環境の形成

環境保全・循環型社会 / 景観・公園緑地 / 道路・交通 / 上下水道 / 住宅・市街地整備

2：歴史・文化の継承と生涯学習・交流の促進による地域社会の活性化

生涯学習 / 文化・芸術・文化財 / スポーツ / 交流（国内外） / 地域コミュニティ

3：切れ目のない子ども・子育て支援と教育の充実

結婚・子育て支援 / 児童福祉・母子保健 / 学校教育 / 青少年健全育成

4：産業振興による多様な雇用機会の創出と地域社会の活性化

農林業 / 商工業 / 企業誘致 / 観光 / 雇用・就業支援

5：医療・福祉の充実及び健康づくりによる健康寿命の延伸

地域医療 / 健康づくり / 高齢者福祉 / 障害者福祉 / 生活支援

6：暮らしを守る安全・安心な地域社会の実現

防災・消防 / 防犯・交通安全 / 生活安全 / 人権・男女共同参画

7：市民・周辺自治体と連携した持続可能な地域運営

市民協働 / 地域自治 / 広域連携 / 移住・定住

8：効率的で持続可能な行財政運営の確立

行政運営 / 財政運営 / 公共施設管理 / デジタル化 / 組織・人材運営

■ 基本政策1 まちと自然の魅力を生かした持続的な住環境の形成

【施策の方向性】

①生活環境の向上

~~~~~  
~~~~~

②自然環境の保全

~~~~~

### ③廃棄物対策の推進

~~~~~

④住宅の整備と多世代が微笑む生活の推進

~~~~~

### ⑤土地利用対策の推進

~~~~~

⑥都市基盤の整備

~~~~~

### ⑦道路・河川の整備

~~~~~

⑧公共交通の整備

~~~~~

### ⑨上水道の健全な運営

~~~~~

⑩下水道の整備

~~~~~